

新潟市結婚応援 結パスポート事業利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、新潟市結婚応援 結パスポート事業実施要綱（以下、「要綱」という。）で定めるもののほか、事業に必要な事項を定める。

(利用にあたる手続)

第2条 結パスポートの交付を希望する者は、市公式LINEコンテンツ又は様式第1号「新潟市結婚応援 結パスポート利用交付申請書」により申込なければならない。

なお、未成年者が交付を希望する場合は、保護者の同意を必要とする。

2 市は、申請内容の整合性を確認の上、適切であると認められる場合は、市公式LINEコンテンツ内または紙によりパスポートを交付する。

3 パスポートの交付を希望する者は、第1項に定める申込みを行ったときに、要綱および本規約に定める市との権利義務関係に同意したものとみなす。

また、申請に関する部分について、住民情報や新潟市パートナーシップ宣誓制度の宣誓状況について確認を行うことに同意したものとみなす。

4 第1項で申請した内容に変更があった場合は、様式第2号「新潟市結婚応援 結パスポート変更届出書」により届出を行わなければならない。

5 結パスポートを廃止するときは、様式第3号「新潟市結婚応援 結パスポート廃止届出書」により届出を行わなければならない。また、紙によるパスポートの交付を受けた者は、速やかに廃棄しなければならない。

6 市は利用者による結婚応援パスポートの使用に疑義がある場合は、事実確認を行い、必要に応じて登録を取消すことができる。

(パスポートの利用)

第3条 利用者は、協賛店において結婚応援サービスを利用しようとするときは、結パスポートを提示するものとする。ただし、協賛店がパスポートの提示を必要としない場合はこの限りではない。

2 パスポートの有効期間は発行日より2年間とする。有効期間を過ぎて使用してはならない。

3 パスポートの交付を紙で受けた者は、カード裏面に夫婦またはカップル両名の氏名を記載する。

4 パスポートは、利用者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡してはならない。

5 市は、利用者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

(1) 本規約に違反した場合。

(2) 発行後に交付要件を満たさなくなった場合。

(3) その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合。

6　紙で交付したパスポートの利用期限が過ぎた場合は、すみやかに廃棄するものとする。

(結婚応援サービスの利用)

第4条　本事業の結婚応援サービスは、協賛店の協力により提供されるサービスであることを理解した上で、適切な利用を行うこと。

(個人情報の保護)

第5条　市は、利用者登録情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃止等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取扱うこととする。

2　市は、利用登録者の情報を、協賛事業者に提供しない。

3　市は、交付申請等に係る利用者の情報はLINE上には保管されない仕組みを利用し、委託先の管理されたサーバーに保管することとする。

(運営サイト等の停止又は中断)

第6条　市は、次の各号に該当する場合には、利用者に事前に通告することなく、運営サイト等の利用の全部又は一部を停止若しくは中断することはできる。

(1) 運営サイト等のシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急的に行う場合。

(2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した時。

(3) その他、非常時等によりサイトの運営が困難な場合。

2　市は、前項各号に定める事由により運営サイトの提供又は中断が生じた場合であっても、これに起因して利用者が被った損害について責任を負わないものとする。

(保障の否認及び免責)

第7条　運営サイト等における情報の掲載は、協賛店が提供する情報を基に利用者に対して紹介するものであって、市はその情報の完全性、正確性、有効性等の保証を行うものではない。

2　市は協賛店と利用者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して協賛店において何らかの損害、費用等が生じた場合にも、

市はこれを賠償又は補償する責任を負わないものとする。

3 第1項から第2項までの規定のほか、本事業に関連して協賛店と利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、市の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、市は一切免責されるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8号 利用者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部または一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

(規約の変更)

第9条 この規約の内容は、必要に応じて利用者の事前の承諾を得ることなく、市において変更することがある。

2 運営サイト等で最新の規約を確認するものとする。

(その他)

第9条 本規約の定めにない事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この規約は、令和3年8月16日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。